

『これは廃棄物？だれが事業者？お答えします！廃棄物処理（改訂増補版）』 追補事項

筆者のもとに寄せられる質問とその関連事項のうち、本書への掲載を見送ったものであって刊行時期に相談が目立ったものを、次のとおり追補します。本書とあわせて活用してください。

廃棄物の定義 編

Q

事業活動に伴って生じた廃発炎筒（有効期限が切れて不要になった自動車用緊急保安炎筒であって、事業用自動車に備えつけられていたもの）は、産業廃棄物の種類の中のどれになりますか？

A

外装は「廃プラスチック類」に、内容物（火薬類）は「汚泥」に、それぞれなります。特別管理産業廃棄物になるものはありませんが、「火薬類取締法」で規定されるがん具煙火^{はなび}に該当するので注意してください。

事業者の特定 編

平成29年7月九州北部豪雨により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る産業廃棄物処理施設設置者による一般廃棄物処理施設設置に係る特例について

参考

環境省令第22号（平成29年9月4日・平成31年7月31日限り失効）
環境適発第1709041号・環境規発第1709041号（平成29年9月4日）

付録 廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等一覧

海岸漂着物に係るもの

名 称	所 管	公 表
海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省 水産庁 国土交通省	平成21年 6月
海岸漂着物等の効率的な処理に関する事例集	国土交通省	平成22年 8月
海岸清掃事業マニュアル	環 境 省	平成23年 3月
海岸漂着物流出防止ガイドライン	環 境 省	平成25年 3月

以上